

令和5年度 図書館要覧



令和4年11月 香美市立図書館かみーる オープン

香美市立図書館

目 次

1. 沿革	・・・ 1
2. 図書館の概要	・・・ 4
3. 令和5年度運営方針	・・・ 5
4. サービスの状況	・・・ 6
5. 年度別推移	・・・ 10
6. 令和4年度事業実績	・・・ 12
7. 令和4年度研修会参加実績	・・・ 14
8. 令和5年度事業計画	・・・ 15
9. 令和4年度図書館事業費決算額	・・・ 18
10. 令和5年度図書館事業費予算額	・・・ 18
11. 雑誌スポンサー制度について	・・・ 19
12. 成果と課題	・・・ 22
13. 香美市立図書館設置条例	・・・ 24
14. 香美市立図書館運営規則	・・・ 28

1. 沿革

(1) 合併前

ア 土佐山田町立図書館（現 香美市立図書館）

- 昭和40年8月 土佐山田町立図書館設置条例施行
土佐山田町立中央公民館内に土佐山田町立図書館を開館
- 昭和45年5月 土佐山田町立図書館運営規則施行
- 平成10年9月 町購入の旧土佐山田郵便局舎を改修して中央公民館から移転し開館
土佐山田町出身の英文学者である橘^{たちばなただえ}忠衛氏の弟子の会（甘棠会^{かんとうかい}）
から、約4,000冊の寄贈を受ける（橘文庫）
- 平成15年 緊急地域雇用創出特別基金事業により、橘文庫所蔵本整理保存処理
事業および図書情報化促進事業を行う

イ 香北町立公民館図書室（現 香美市立図書館香北分館）

- 昭和36年3月 香北町立中央公民館図書室開設
- 平成4年6月 旧農協事務所の建物を町が購入し、中央公民館別館図書室開館
1階を公民館図書室、2階を青年団室とする
- 平成9年7月 青年団室が移転し、2階にやなせたかし氏やフレーベル館からの寄
贈本を閲覧することができる「アンパンマン図書室」が開館

ウ 物部村立公民館図書室（現 香美市立図書館物部分館）

- 昭和37年 物部村立公民館図書室開設
- 昭和50年 開発センター物部が竣工し、1階に図書室を開設

(2) 合併後

- 平成18年3月 土佐山田町、香北町、物部村の3町村が合併し「香美市」が誕生
館名を「香美市立図書館」、「香美市立図書館香北分館」、「香美市立
図書館物部分館」とする
- 4月 香北分館が「子どもの読書活動優秀実践図書館文部科学大臣表彰」
受賞
- 平成19年3月 香美市立図書館に図書館システム「iLiswing21/We」導入
OPAC設置、Web蔵書検索サービス開始
- 平成20年4月 香北分館・物部分館に図書館システム「iLiswing21/We」を導入
- 平成21年 拡大読書器等を設置
- 平成23年1月 高知県立図書館から長期借受により、子育て支援図書コーナーを
設置

	3月	第一次香美市子ども読書活動推進計画策定
平成23年	4月	祝日開館を開始
	8月	県の事業による「子ども司書養成講座」を開催
	10月	「住民生活に光をそそぐ交付金事業」により、香美市立図書館2階に学習室を整備（翌年2月から利用開始）
平成24年	3月	高知工科大学附属情報図書館との相互協力に関する協定を締結
	8月	香美市単独事業として「子ども司書養成講座」を開催
平成25年	3月	子ども読書活動推進事業の一環として、読み聞かせボランティア対象の「ボランティア講座」を開始
	10月	図書館システム更新「WebiLis」導入 図書館を含む香美市内の文化施設について検討する「香美市立文化施設等検討委員会」が設置され、新図書館建設に向けての話し合いが始まる
平成27年	3月	第二次香美市子ども読書活動推進計画策定
平成28年	5月	物部分館がある開発センター物部を含む敷地に香美市役所物部支所の新庁舎が建設されることとなる。それに伴い奥物部ふれあいプラザに物部分館を移転
	5月～6月	香美市合併10周年記念事業として、図書館マスコットキャラクターデザイン募集
	8月	香美市立図書館マスコットキャラクター「か～みいちゃん」発表
平成28年	12月	香美市役所物部支所新庁舎内に物部分館移転
平成29年	4月	香美市立図書館が「子どもの読書活動優秀実践図書館文化部科学大臣表彰」受賞
平成30年	4月	香美市立図書館（新図書館）基本計画策定
	7月	貸出冊数が全館5冊から10冊となる
平成31年	3月	香美市立図書館（新図書館）基本設計完了
	4月	香美市立図書館の開館時間が午前10時から午後6時までとなる 香美市ブックスタート事業開始（対象月齢4か月児）
令和元年	7月	敷地内全面禁煙となる
	10月	収集方針、資料除籍基準、弁償に関する取扱要綱、寄贈受入基準制定
	11月	館内整理日を制定（第3木曜日） インターネット予約システム開始

令和 2年	3月	第三次香美市子ども読書活動推進計画策定
	4月	香北分館の休館日を火曜日から月曜日に変更 香北分館、物部分館の正午から午後1時までを休館とする ラベル基準制定（3桁分類から4桁分類へ） 新図書館に向けた資料購入開始（まちづくり応援基金を活用）
	5月	「図書ボラ」の日制定（図書館ボランティアによるラベル貼替）
	8月	資料収集方針、配架方針、購入計画作成
	9月	香美市立図書館（新図書館）実施設計完了
令和 3年	10月	コロナ地方創生臨時交付金 資料購入費、図書消毒機 図書消毒機設置
	2月	インターネット検索におけるスマホ用サイト作成
	3月	図書館協議会委員、公募による募集開始 第1次香美市立図書館サービス計画策定（～令和6年3月）
令和 3年	4月	学校図書支援員コーディネーター開始
	6月	コロナ地方創生臨時交付金による資料購入開始
	7月	新図書館愛称募集開始
	9月	香北分館移転の為休館（10月末まで）
	11月	香北分館移転オープン（11月3日オープン、条例11月1日付） 新図書館愛称決定（愛称「かみーる」） 自動貸出機導入（コロナ地方創生臨時交付金） 図書館ボランティアへの行政ポイント（「Kamica」）付与開始
令和 4年	4月	香北分館、物部分館を祝日休館とする
	8月	雑誌スポンサー制度開始 新図書館引き渡し
	9月	旧図書館から新図書館へ資料及び備品移転開始
	11月	新図書館「かみーる」開館 公式 Instagram 開始
令和 5年	2月	読書バリアフリーサービス開始

2. 図書館の概要

(1) 施設

ア 香美市立図書館（単独）

(ア) 所在地	香美市土佐山田町楠目736番地	
(イ) 延床面積	1653.95㎡	
(ウ) 建物構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造混構造1階建て	
(エ) 創立年月	令和4年11月	
(オ) 閲覧室	109席	
つながる一む	100席	
その他	55席	合計 264席
(カ) 機器等	OPAC1台、インターネット用パソコン4台 タブレット3台、ポータブルDVDプレーヤー3台	

イ 香美市立図書館香北分館（複合）

(ア) 所在地	香美市香北町美良布1097番地 (香美市基幹集落センター内)	
(イ) 延床面積	60㎡(図書館部分のみ)	
(ウ) 建物構造	鉄筋コンクリート2階建て(図書館は1階)	
(エ) 創立年月	平成18年3月	
(オ) 閲覧室	15席	
(カ) パソコン	OPAC1台、インターネット用1台	

ウ 香美市立図書館物部分館（複合）

(ア) 所在地	香美市物部町大栃1390番地1(物部支所内)	
(イ) 延床面積	83.36㎡(図書館部分のみ)	
(ウ) 建物構造	鉄筋コンクリート2階建て(図書館は1階) (平成28年12月築)	
(エ) 創立年月	平成18年3月	
(オ) 閲覧室	9席	

(2) 組織

ア 職員数(令和5年4月1日現在)

(ア) 香美市立図書館 かみーる

館長	門脇 真里	(正職員)
統括官	山重 壮一	(正職員/任期付)
主幹	土居 正和	(正職員)
司書	山本 祥子	(会計年度任用職員/17日勤務)
司書	泉 由巳	(会計年度任用職員/17日勤務)
司書	坂本 真奈	(会計年度任用職員/17日勤務)
司書	神明 あずさ	(会計年度任用職員/17日勤務)
司書	島岡 晴菜	(会計年度任用職員/17日勤務)
司書	西内 愛実	(会計年度任用職員/17日勤務)
事務補助員	山本 雪子	(会計年度任用職員/10日勤務)
事務補助員	小松 直子	(会計年度任用職員/10日勤務)

- (イ) 香美市立図書館 香北分館
 事務補助員 吉本 佳也 (会計年度任用職員/10日勤務)
 事務補助員 小松 智恵 (会計年度任用職員/10日勤務)
 ※上記職員に加えて、かみーる司書を交代で配置

- (ウ) 香美市立図書館 物部分館
 司書 小松 麻由 (会計年度任用職員/10日勤務)
 ※上記職員に加えて、かみーる司書を交代で配置

イ 図書館協議会委員

任期：令和3年4月1日～令和6年3月31日

氏名	備考
田島 基宏	社会教育関係者
岡村 妙子	家庭教育の向上に資する活動者
中村 直人	学識経験者
服部 雄一郎	学識経験者
岡崎 真紀	公募委員
裕永 白弓	公募委員

3. 令和5年度運営方針

(1) 運営方針

生涯にわたって学び、課題解決支援ができるよう資料の収集・保存を図る。地域・家庭・学校等と連携し、読書活動を推進する。利用者にやすらぎ・憩い・交流の場を提供する

(2) 重点目標

- ア 教育機関と連携した学習支援を行う
- イ 郷土資料、図書資料の充実を図る
- ウ 障害の有無や年齢を問わないサービス、および交流の場を提供する
- エ ボランティアとの協働を図り、活動を支援する
- オ 職員の資質力向上を図るため、研修等へ積極的に参加する

4. サービスの状況

(1) 利用について

開館時間	香美市立図書館 (火～金) 午前10時から午後7時 (土・日) 午前10時から午後6時 分館(香北・物部) 午前9時から午後5時 ※正午から午後1時までには休館
休館日	月曜日 館内整理日 (第3木曜日) 祝日 年末年始 (12月29日から1月4日) 蔵書点検期間 (香美市立図書館7日以内、香北分館1日、 物部分館1日)
貸出冊数	10冊
貸出期間	2週間 (予約等ない場合は、貸出日から4週間まで延長可能)

(2) 資料・奉仕について

①かみーる

資料			
1 蔵書冊数（令和5年3月31日時点）			
		計（冊）	うち児童（冊）
	蔵書冊数	70,366	21,671
	うち開架図書	50,637	
2 年間除籍冊数			
	除籍冊数	784	冊
3 年間受入図書冊数			
		計（冊）	うち児童（冊）
	受入数合計	8,614	2,823
	うち購入数	7,173	2,673
4 年間受入雑誌種数			
		計（種）	うち購入（種）
	雑誌受入数合計	71	22
5 年間受入新聞種数			
		計（種）	うち購入（種）
	新聞受入数合計	8	6

奉仕			
1 来館者（令和4年4月1日～令和5年3月31日）			
【特記事項】令和4年9月1日から令和4年11月2日まで新図書館移転のため休館とし、令和4年11月から祝日を休館、平日（火～金）の開館時間を1時間延長とした。			
	来館者数	49,127	人（延数）
2 登録者（令和5年3月31日時点）			
		計（人）	うち児童（人）
	登録者数	9,815	1,197
	うち有効登録者数	2,097	464
	うち自治体内有効登録者数	1,528	352
3 個人貸出（令和4年4月1日～令和5年3月31日）			
		計（点）	うち児童（点）
	貸出数	85,887	20,625
	うち自治体内貸出数	71,192	17,610
4 団体貸出（令和4年4月1日～令和5年3月31日）			
	団体数	49	点
	貸出数	9,528	
5 予約・リクエスト（令和4年4月1日～令和5年3月31日）			
	予約件数	3,835	件
6 図書館等への貸出・相互（令和4年4月1日～令和5年3月31日）			
	借受数	1,920	点
	貸出数	98	点

②香北分館

資料			
1 蔵書冊数（令和5年3月31日時点）			
		計（冊）	うち児童（冊）
	蔵書冊数	18,628	7,958
	うち開架図書	9,536	
2 年間除籍冊数			
	除籍冊数	7	冊
3 年間受入図書冊数			
		計（冊）	うち児童（冊）
	受入数合計	1,163	518
	うち購入数	661	407
4 年間受入雑誌種数			
		計（種）	うち購入（種）
	雑誌受入数合計	15	14
5 年間受入新聞種数			
		計（種）	うち購入（種）
	新聞受入数合計	0	0

奉仕			
1 来館者（令和4年4月1日～令和5年3月31日）			
	来館者数	6,246	人（延数）
2 登録者（令和5年3月31日時点）			
		計（人）	うち児童（人）
	登録者数	1,204	139
	うち有効登録者数	203	50
	うち自治体内有効登録者数	191	48
3 個人貸出（令和4年4月1日～令和5年3月31日）			
		計（点）	うち児童（点）
	貸出数	12,107	3,352
	うち自治体内貸出数	12,028	3,346
4 団体貸出（令和4年4月1日～令和5年3月31日）			
	団体数	18	
	貸出数	1,438	点
5 予約・リクエスト（令和4年4月1日～令和5年3月31日）			
	予約件数	1,163	件
6 図書館等への貸出・相互貸借（令和4年4月1日～令和5年3月31日）			
	借受数	814	点
	貸出数	20	点

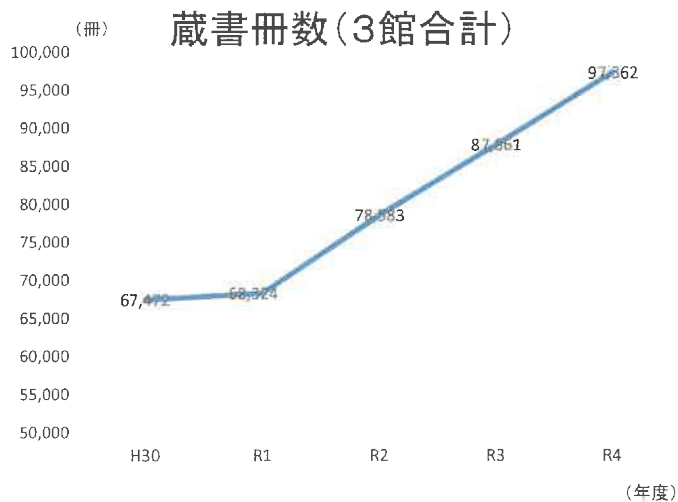
③物部分館

資料			
1 蔵書冊数（令和5年3月31日時点）			
		計（冊）	うち児童（冊）
	蔵書冊数	8,368	3,163
	うち開架図書	6,913	
2 年間除籍冊数			
	除籍冊数	179	冊
3 年間受入図書冊数			
		計（冊）	うち児童（冊）
	受入数合計	549	248
	うち購入数	239	54
4 年間受入雑誌種数			
		計（種）	うち購入（種）
	雑誌受入数合計	9	8
5 年間受入新聞種数			
		計（種）	うち購入（種）
	新聞受入数合計	0	0

奉仕			
1 来館者（令和4年4月1日～令和5年3月31日）			
	来館者数	1,481	人（延数）
2 登録者（令和5年3月31日時点）			
		計（人）	うち児童（人）
	登録者数	484	23
	うち有効登録者数	53	7
	うち自治体内有効登録者数	49	7
3 個人貸出（令和4年4月1日～令和5年3月31日）			
		計（点）	うち児童（点）
	貸出数	2,284	136
	うち自治体内貸出数	2,136	136
4 団体貸出（令和4年4月1日～令和5年3月31日）			
	団体数	6	
	貸出数	85	点
5 予約・リクエスト（令和4年4月1日～令和5年3月31日）			
	予約件数	230	件
6 図書館等への貸出・相互貸借（令和4年4月1日～令和5年3月31日）			
	借受数	1,078	点
	貸出数	1	点

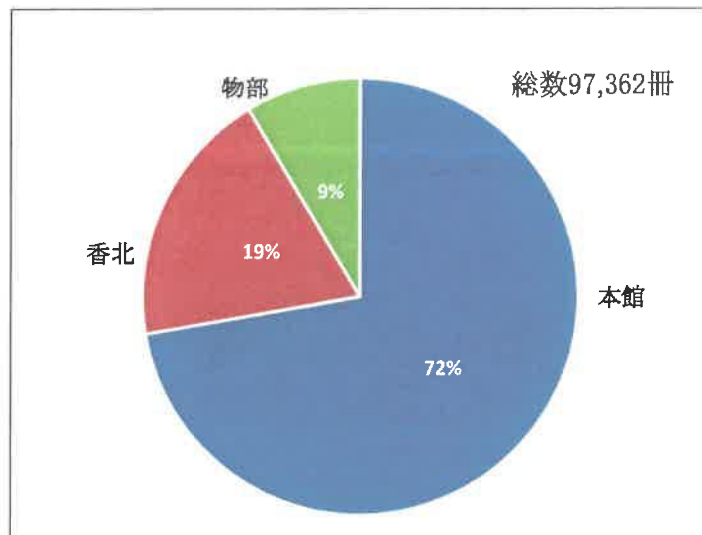
5. 年度別推移（平成30年度～令和4年度）

○蔵書冊数

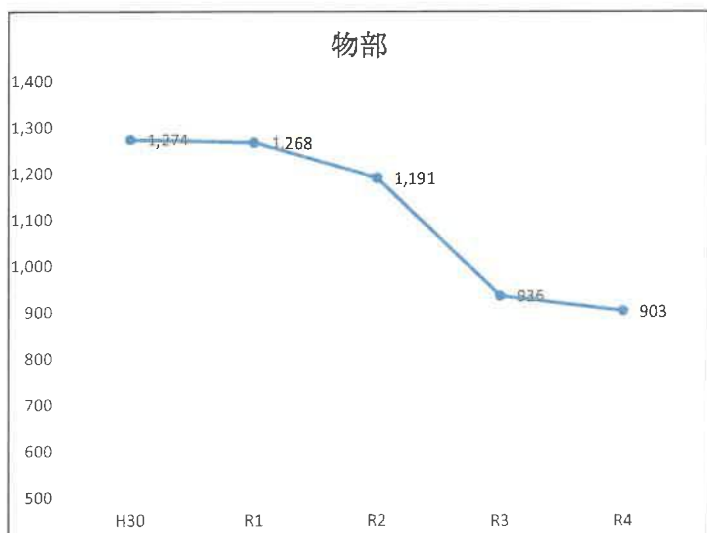
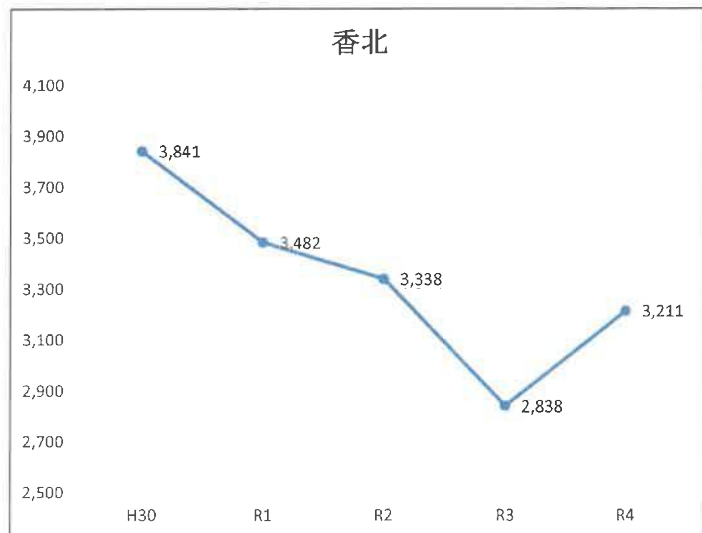
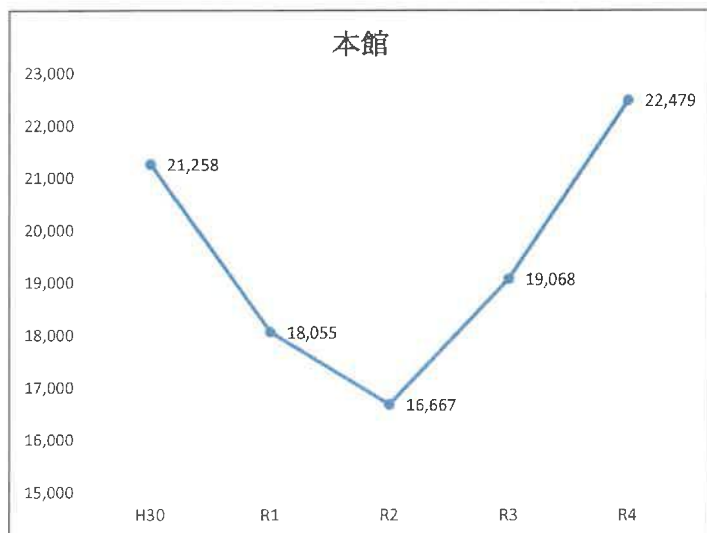


○蔵書冊数における3館の冊数割合

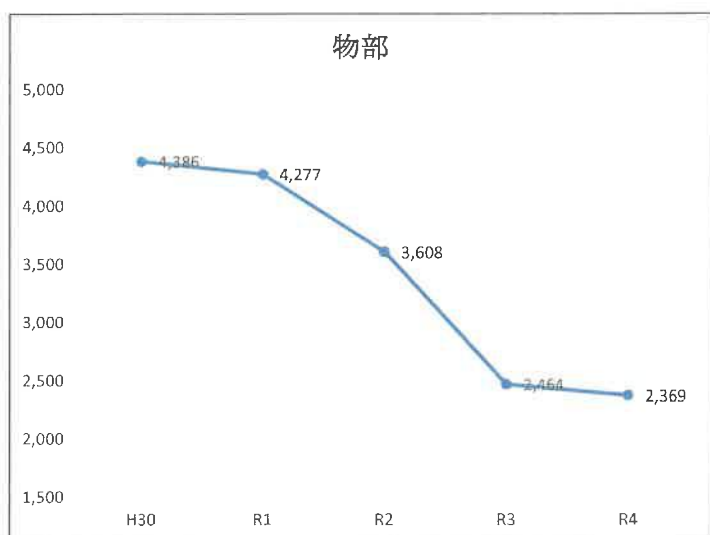
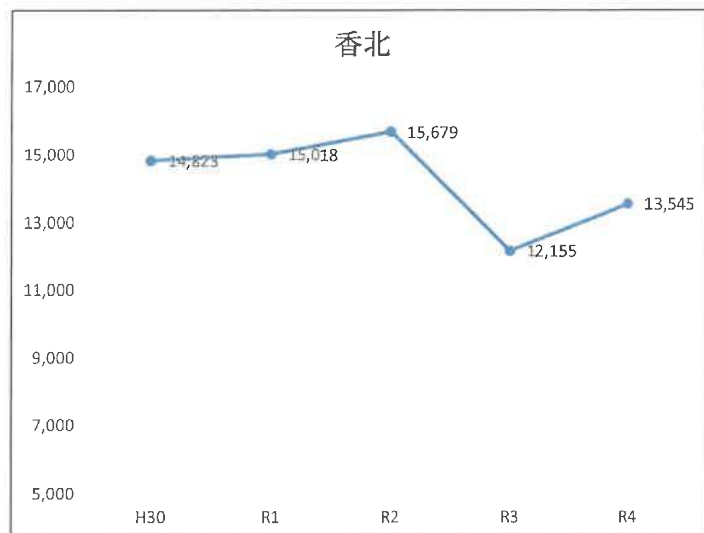
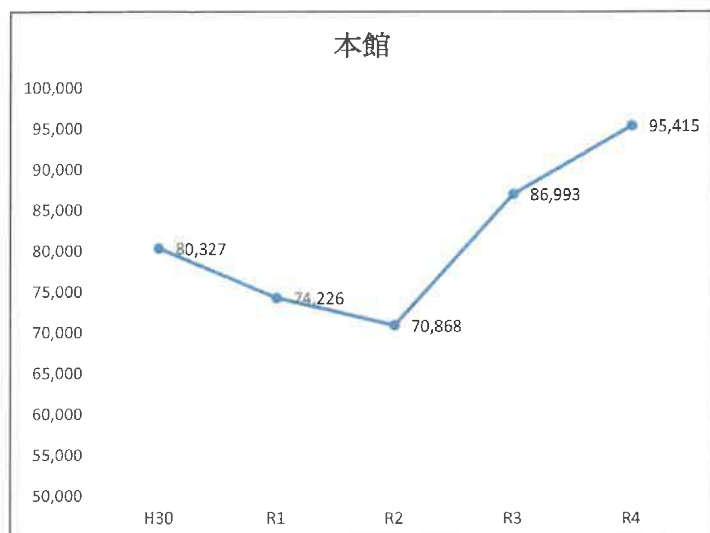
(令和5年3月31日現在)



○貸出人数



○貸出冊数



6. 令和4年度事業実績（一部抜粋）

（1）乳幼児・児童サービス

名称	実施日	内容
香美市ブックスタート事業	毎月	4カ月児健診時に司書お薦めの本の中から絵本をプレゼントし、絵本の紹介やブックリスト、図書館だよりを配布
司書によるおはなし会	毎月 第3日曜日	おはなしの部屋前で、乳幼児向け絵本の読み聞かせや手遊びを行う
ボランティアおはなし会	随時	「山田おはなしの会」メンバーによるおはなし会開催
キラキラ夏休みおはなし会	7月30日	物部分館と物部地区公民館とのコラボ企画。お楽しみアニメ映画上映会の後に、星空観察を実施。
モバイルミュージアム	11月3日 ～11月27日	高知みらい科学館との連携展示(つながる一む)
こうち木育ひろば	12月18日	高知県森と緑の会主催事業、おはなし会参加(つながる一む、おはなしの部屋)
かみーるシネマ（児童）	2月18日 3月19日	子ども向け映画上映(つながる一む)
本との出会い事業	3月14日	高知県生涯学習課主催セカンドブックスタート、6組参加(つながる一む)

（2）一般サービス

名称	実施日	内容
香美市の漫画家大集合	12月21日～ 12月25日	香美市の漫画家くさか里樹さん、森田将文さんによる複製原画の展示
腰のケア講座	1月29日	インストラクターによる腰のケア講座、関連図書展示
かみーるシネマ（一般）	2月18日 3月19日	おとな向け映画上映(つながる一む)

（3）ティーンズサービス

名称	実施日	内容
ティーンズコーナー資料入替	随時	高知工科大学長期借受図書事業、ティーンズ向け図書を選書

（4）高齢者サービス

名称	実施日	内容
社会福祉協議会香北支所デイサービスおはなし会	毎月	図書館ボランティアと協働し、高齢者施設への絵本や紙芝居の読み聞かせ
高齢者施設「葦生郷」おはなし会	毎月	図書館ボランティアと協働し、高齢者施設への絵本や紙芝居の読み聞かせ
高齢者サービス「かるがも」おはなし会	毎月	図書館ボランティアと協働し、高齢者施設への絵本や紙芝居の読み聞かせ

(9) その他

名称	実施日	内容
移動図書館	年間	県立図書館から移動図書館車が来館（物部分館、年5回）
アウトリーチサービス	随時	<p>団体や事業所、施設への貸出・配本 （香美市立図書館）14か所 ふれんどる一む（教育支援センター）、香長小学校CS、吉井勇記念館、ファミリーサポートセンター、あけぼの保育園、子育てセンターなかよし、片地小CS、すきつぷ、宝町集会所、聖建築研究所、楠目小学校第二児童クラブ、COMPAS香美、ほとと平山、土佐山田町幼稚園 （香北分館）9か所 大宮小学校児童クラブ、子育てセンターびらふ、白寿荘、永野郵便局、社会福祉協議会香北支所、ようこ美容室、カフェmotte、ヌックスキッチン、フレッシュマートふくどめ （物部分館）9か所 大栃小学校、大栃中学校、もんべえ児童クラブ、大栃診療所、奥物部ふれあいプラザ、葦生郷、安丸郵便局、奥物部ふるさと物産館、岡ノ内郵便局</p>

7. 令和4年度研修会参加実績

月 日	事 業 名	内 容	場 所	参加人数
5月13日	令和4年度図書館サービス研修(初任者編)【総合編】	公共図書館の役割、図書館サービスの概要、著作権法等	オーテピア	2名
7月19日	令和4年度図書館サービス研修(初任者編)【児童サービス編】	子どもへのサービスの基本、読み聞かせの技法等	オーテピア	2名
10月8日	どこでも研修	読み聞かせ講習会	かみーる	全体で21名 (内図書館職員 1名参加)
10月17日	第50回 高知県図書館大会	高知の未来をひらく図書館、高知県の図書館振興の現在とこれから	オーテピア	3名
3月17日	図書館サービス研修	人と地域を幸せにする図書館	動画配信	2名
3月20日	令和4年度ブロック別研修会(後期)	図書館と多文化サービス	オーテピア	3名

8. 令和5年度事業計画（一部抜粋）

（1）児童サービス

名 称	内 容
香美市ブックスタート事業	4カ月児健診時に司書お薦めの本の中から絵本をプレゼントし、絵本の紹介やブックリスト、図書館だよりを配布
ボランティアおはなし会	ボランティアによるおはなし会開催（月1回程度）
英語で楽しむおはなし会	ボランティアによるおはなし会開催（月2回程度）
子ども司書養成講座	8月基礎研修、実地研修、9月～10月専門研修
司書によるおはなし会	おはなしの部屋前で、乳幼児向け絵本の読み聞かせや手遊び行う
かみーるシネマ（児童）	子ども向け映画上映（つながる一む）（※年6回、偶数月に開催）

（2）一般サービス

名 称	内 容
かみーるシネマ（一般）	おとな向け映画上映（つながる一む）（※年6回、偶数月に開催）
香北地区文化展	香北地区文化展での共同展示
物部地区文化展	物部地区文化展での共同展示
お正月リース作り	香北分館主催による野山の素材を使ったリース制作

（3）ティーンズサービス

名 称	内 容
ティーンズコーナー資料入替	高知工科大学長期借受図書事業、ティーンズ向け図書を選書
ティーンズ通信	ティーンズ向けのおすすめ本をリストにし、情報発信を行う

（4）高齢者サービス

名 称	内 容
白寿荘おはなし会	図書館ボランティアと協働し、高齢者施設への絵本や紙芝居の読み聞かせ
社会福祉協議会香北支所デイサービスおはなし会	図書館ボランティアと協働し、高齢者施設への絵本や紙芝居の読み聞かせ
高齢者施設「菰生郷」おはなし会	図書館ボランティアと協働し、高齢者施設への絵本や紙芝居の読み聞かせ
高齢者サービス「かるがも」おはなし会	図書館ボランティアと協働し、高齢者施設への絵本や紙芝居の読み聞かせ

(5) バリアフリーサービス

名 称	内 容
サピエ図書館	音声データ図書の貸出
対面音訳	ボランティアと連携した対面音訳サービス
かみーるバリアフリーフェスタ	バリアフリーに関する講演およびイベント開催（9月16日）

(6) 企画・展示

名 称	内 容
第65回こどもの読書週間 「ひらいてとじた 笑顔がふえた」	子どもの笑顔を引き出せる絵本や児童書を展示。「ようこそとしょかんど うぶつえん」と題して、動物に関する資料の展示を行う。動物にちなんだおはなし会とブックリストの配布
第77回読書週間 「私のペースでしおりはすすむ」	標語にちなんだテーマを設定し、館内展示を行う
かみーる開館1周年記念イベント	かみーる1周年記念イベント開催

(7) 保育園、学校との連携

名 称	内 容
保育園読み聞かせ	保育園児への絵本の読み聞かせ
どんぐりの会	乳幼児、保護者への読み聞かせと育児のおはなし、図書貸出
放課後おはなし会	小学生への読み聞かせ
図書館訪問	保育園、幼稚園、小学校への訪問および来館受け入れ 図書館の利用の仕方や質問への回答など
インターンシップ・職場体験受入	中学生、大学生を受け入れ 図書館業務全般（カウンター業務、書架整理、装備等）
愛あいふれあい祭り	大宮小学校の「愛あいふれあいまつり」で、ボランティアと協働し手袋人形づくりを開催
高知工科大学長期借受図書事業	高知工科大学相互協力による長期借受図書事業実施
KUTサポーターの日	高知工科大生と連携し、図書館運営を協働して行う（毎月第3日曜日）

(8) 市民、地域との連携

名 称	内 容
図書館まつりINよってたかつて生涯学習フォーラム	図書館ボランティアと協働開催（おはなし会、リユース本コーナー）
「図書ボラ」の日	毎週水曜日（かみーる）、隔週の金曜日（香北分館）を「図書ボラ」の日と定め、図書館ボランティアと協働して資料整備等を行う
市民による活動の発表や展示	市民による発表の場としての展示や講座等の開催

(9) 広報活動

名称	内容
図書館だより	新着図書やイベントのお知らせを、広報香美およびチラシを用いて行う
ホームページ、フェイスブック、Instagram、チャットボットの活用	イベント等の情報を発信

(10) その他

名称	内容
移動図書館	県立図書館から移動図書館車が来館（物部分館、年間5回）
アウトリーチサービス	団体や事業所、施設への貸出・配本 （香美市立図書館）15か所 ふれんどるーむ（教育支援センター）、香長小学校CS、吉井勇記念館、ファミリーサポートセンター、あけぼの保育園、子育てセンターなかよし、片地小CS、すきっぷ、宝町集会所、聖建築研究所、楠目小学校第二児童クラブ、COMPAS香美、ほっと平山、土佐山田町幼稚園、繁藤郵便局 （香北分館）9か所 大宮小学校児童クラブ、子育てセンターびらふ、白寿荘、永野郵便局、社会福祉協議会香北支所、ようこ美容室、カフェmotte、ヌックスキッチン、フレッシュマートふくどめ （物部分館）8か所 大柵小学校、大柵中学校、もんべえ児童クラブ、大柵診療所、奥物部ふれあいプラザ、菲生郷、安丸郵便局、岡ノ内郵便局

9. 令和4年度 図書館事業費決算額

■図書館費

【単位:円】

科目	当初予算額	補正(流用)額	決算額	差引額	摘要
報酬	14,247,000	556,000	14,317,498	485,502	図書館協議会委員報酬、会計年度任用職員報酬
給料	11,543,000	54,000	11,596,800	200	職員給与
職員手当等	9,173,000	695,376	9,239,734	628,642	職員諸手当、時間外手当、休日勤務手当、会計年度任用職員諸手当ほか
共済費	3,430,000	66,000	3,451,947	44,053	職員共済
報償費	88,000	300,000	333,000	55,000	講師謝金、謝金
旅費	422,000	199,130	610,324	10,806	委員等費用弁償、会計年度任用職員費用弁償、実費弁償
需用費	9,899,000	36,870	7,620,941	2,314,929	印刷費、消耗品等、新聞雑誌、水道料、電気料、修繕費
(内)新聞・雑誌	1,075,000	0	733,962	341,038	
役務費	221,000	54,700	266,110	9,590	運送料等、家電4品目リサイクル料、電話料、手数料、保険料
委託料	8,777,000	359,900	8,457,411	679,489	システム保守、プリンター保守、施設機械警備、移転業務委託ほか
使用料及び賃借料	2,206,000	0	2,181,090	24,910	駐車料、図書館システム使用料、AED賃借料ほか
備品購入費	43,915,000	3,394,400	46,661,280	648,120	一般備品、書籍
(内)書籍	11,000,000	1,747,000	12,746,513	487	(書籍予算の内、11,000,000円はまちづくり応援基金)
負担金、補助及び交付金	138,000	34,000	153,289	18,711	高知県市町村職員互助会負担金、県図書館協議会負担金
合計	104,059,000	5,750,376	104,889,424	4,919,952	

■新型コロナウイルス感染症対策費(6月補正)

科目	予算額	流用額	決算額	差引額	摘要
手数料	0	66,000	66,000	0	ラッピング手数料(公用車)
備品購入費	4,470,000	△66,000	4,389,970	14,030	重要備品(公用車)、書籍
(内)書籍	3,000,000	0	2,999,970	30	
合計	4,470,000	0	4,455,970	14,030	

10. 令和5年度 図書館事業費予算額

■図書館費

【単位:円】

科目	当初予算額	前年度予算額	差引額	摘要
報酬	14,593,000	14,247,000	346,000	図書館協議会委員報酬、会計年度任用職員報酬
給料	14,554,000	11,543,000	3,011,000	職員給与
職員手当等	11,277,000	9,173,000	2,104,000	職員諸手当、時間外手当、休日勤務手当、会計年度任用職員諸手当
共済費	3,757,000	3,430,000	327,000	職員共済
報償費	238,000	88,000	150,000	講師謝金、謝金
旅費	599,000	422,000	177,000	委員等費用弁償、会計年度任用職員費用弁償、実費弁償
需用費	12,157,000	9,899,000	2,258,000	印刷費、消耗品等、新聞雑誌、水道料、電気料、修繕費
(内)新聞・雑誌	1,001,000	1,075,000	▲74,000	
役務費	279,000	221,000	58,000	運送料等、手数料、電話料、保険料、光回線使用料
委託料	4,478,000	8,777,000	▲4,299,000	プリンター保守、システム保守、施設機械警備、清掃委託業務、保守点検等、製本印刷業務、イベント委託、商品作成業務委託
使用料及び賃借料	2,321,000	2,206,000	115,000	リース料、駐車料、図書館システム使用料、AED賃借料
備品購入費	7,700,000	43,915,000	▲36,215,000	一般備品、書籍
(内)書籍	7,500,000	11,000,000	▲3,500,000	(書籍予算の内、7,500,000円はまちづくり応援基金)
負担金、補助及び交付金	192,000	138,000	54,000	高知県市町村職員互助会負担金、県図書館協議会負担金、行政ポイント負担金、視覚障害者情報総合ネットワーク年会費
合計	72,145,000	104,059,000	▲31,914,000	

1 1. 雑誌スポンサー制度について

香美市立図書館では、令和4年8月1日、雑誌スポンサー制度を施行しました。現在では、市内外の事業所及び団体から48誌の雑誌にご協力をいただいています。

スポンサー制度の内容については次のとおりです。

(1) 雑誌スポンサー募集の目的

雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し、その事業活動を促進するとともに、香美市立図書館（以下「図書館」という。）の新たな図書資料を確保し、もって市民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的とします。

(2) 雑誌スポンサー制度の内容

雑誌スポンサーに雑誌の購入代金を負担していただき、購入した雑誌を図書館に配架します。提供雑誌の最新号カバー表面に雑誌スポンサー名を表示し、裏面には広告を表示することができます。なお、雑誌の調達は図書館が行います。

また、図書館へ納入された雑誌は図書館の所有とします。

(3) 雑誌スポンサー及び広告の対象

- ① 雑誌スポンサーが、「香美市有料広告の掲載に関する要綱」第3条第2項に該当する規制業種又は事業者と判断される場合は、対象となりません。なお、広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とします。
- ② 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし「香美市有料広告の掲載に関する要綱」第3条第1項に該当するものは対象としません。

(4) 対象とする雑誌

図書館が作成した「雑誌リスト」から選定していただきます。

(5) 広告の規格・表示方法

- ① 提供雑誌の最新号カバー表面については、スポンサー名の表示とし、図書館が作成します。

表示サイズ	縦4センチ、横13センチ以内
貼付位置	最新号カバー底辺から4センチ以上上部の中央
- ② 最新号カバーの裏面に広告チラシを1枚挿入できます。広告チラシは片面印刷のものとし、最新号カバーに収まるサイズとします。なお、広告は雑誌スポンサー申込者が作成してください。
- ③ 広告を表示できる期間は契約期間内の発行雑誌とし、広告の内容については随時変更することができるものとします。ただし、広告の内容を変更する場合は、事前に図書館長の承認が必要となります。また、広告の表示開始は、支払い確認後とします。

④ 雑誌の配架位置は図書館長が決定します。

(6) 広告の期間

広告の期間は原則として1年間(4月1日～翌年3月31日)とし、年度の途中からの場合は図書館長が表示を決定した月の翌月から3月31日とします。ただし、期間満了の2か月前までに、図書館長又は雑誌スポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に1年間更新するものとし、その後も同様とします。

(7) 申込みの受付

申込みは随時受付します。

(8) 雑誌スポンサーの選定及び広告の内容審査

雑誌スポンサーの申込みがあった場合は、広告内容及び雑誌スポンサーの要件を審査の上、雑誌スポンサーを決定します。

(9) 申込方法

香美市立図書館雑誌スポンサー申込書に必要事項を記入し、図書館に持参、郵送又はファクシミリのいずれかの方法で提出してください。

(10) 契約

雑誌スポンサーに決定した場合は、覚書によって契約を締結します。

(11) 提供雑誌購入代金の支払い方法

雑誌スポンサーに提供して頂く雑誌代金の支払いは、図書館長が指定する納入業者に直接お支払いください。

- ① 支払いは一括前払いとし、価格変動によって過不足が生じた場合は、年度末に精算してください。その際は、指定納入業者から連絡があります。
- ② 振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とします。
- ③ 雑誌スポンサーが提供する雑誌が休刊した場合は、図書館長と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとします。

香美市立図書館雑誌スポンサーリスト

2023.04.26現在

番号	事業所名	市町村名	雑誌名
1	福留開発（株）	高知市	中期のたまごクラブ
2	福留開発（株）	高知市	中期のひよこクラブ
3	山福不動産	香美市	住まいの設計
4	山福不動産	香美市	住宅建築
5	山福不動産	香美市	オレンジページ（料理）
6	山福不動産	香美市	AERA with Kids
7	山福不動産	香美市	週刊新潮
8	香長ダイハツ	香美市	ほっとこうち
9	松尾酒造(株)	香美市	経済
10	オーツリーカイロプラクティック	香美市	野菜だより
11	福留建築事務所	香美市	暮らしの手帖
12	小松内科	香美市	趣味の園芸
13	ヒース	香美市	一枚の絵
14	合同会社 AUTO FACTORY	香美市	Motorcyclist
15	竹平写真館	香美市	kodomoe コドモエ
16	第二土佐山田幼稚園 土佐山田幼稚園	香美市	この本読んで！
17	第二土佐山田幼稚園 土佐山田幼稚園	香美市	モモ
18	(株)土佐山田ショッピングセンター	香美市	本の雑誌
19	さくら香美クリニック	香美市	ムー
20	さくら香美クリニック	香美市	Hanada 花田紀凱責任編集
21	楠目歯科診療所	香美市	ランナーズ
22	小松歯科	香美市	レタスクラブ
23	竹本歯科	香美市	サンキュ！
24	竹本歯科	香美市	関西・中国・四国じゃらん
25	紀和工業株式会社	高知市	ベースボールマガジン
26	紀和工業株式会社	高知市	かがくのとも
27	さくら動物病院	香美市	Rugby magazine ラグビーマガジン
28	岩河整形外科	香美市	心とからだの健康
29	楠瀬医院	香美市	サライ
30	四国銀行山田支店	香美市	THE 21 - PHP Business -
31	香北自動車工業	香美市	季刊 高知
32	ヤンマーアグリ株式会社	香美市	趣味の園芸 やさいの時間
33	高知銀行山田支店	香美市	経済セミナー
34	村上内科・循環器科	香美市	つり人
35	村上内科・循環器科	香美市	山と溪谷
36	三谷ミート	香美市	danchu
37	三谷ミート	香美市	vesta
38	三谷ミート	香美市	料理王国
39	田中石灰工業株式会社	高知市	ゆうゆう
40	山と森の店 遊山	香美市	ランドネ
41	鈴江章宏建築設計事務所	香美市	チルチンびと
42	鈴江章宏建築設計事務所	香美市	リンネル
43	鈴江章宏建築設計事務所	香美市	旅の手帖
44	疋田内科	香南市	スマッシュ
45	くもん種苗園	香美市	現代林業
46	くもん種苗園	香美市	現代農業
47	VITA株式会社	高知市	TURNS（地域）
48	さくらベーカリー	香美市	&Premium

12. 成果と課題

(令和4年度における成果)

香美市立図書館かみーるは「知の拠点」、「交流の場」、「発信の場」という3つのコンセプトをもとに、「人、文化、世代、地域をつなぐ図書館」として令和4年11月に誕生しました。蔵書冊数100,000冊(うち開架65,000冊)を収蔵することができる新図書館は、9年の歳月を経て、市民の声をもとに完成した図書館です。グループ室や学習・読書室、静寂読書室やおはなしの部屋、ボランティア室、対面音訳読書室、つながる一む、飲食室など、様々な用途に使用できる部屋が館内に整備されています。市民懇談会や市民アンケートにおいて市民の意見を集約し、建設検討委員会で協議を重ね、市民のあらゆるニーズに応えることができるよう、新図書館は整備されました。多機能な部屋だけでなく、市民から最も大きかった新図書館への期待は、やはり豊富な蔵書数です。図書館の中心とも言える資料整備に関しては、令和2年度から資料費についての予算を確保し、開館まで3年をかけて整備を行いました。開館時には、目標である蔵書収蔵可能冊数の7割である、約70,000冊の資料を整備することができました。

建物や家具に関しては、森林率87%の香美市らしさを活かすためにも、スギやヒノキの市産材を活用し、木のぬくもりあふれる図書館づくりを行いました。

ハード面、ソフト面とも新図書館開館に向けて、また昨今のコロナ禍において、様々な課題がありました。一つ一つが山のように大きな課題ではありましたが、物事をあらゆる側面から考え、市の方向性及び目的意識をしっかりと持つことが大事だと考えました。図書館開館のために、市民のために、香美市のために、今何が必要なのか、何をすべきなのかを明確にし、全ての課題を解決できるよう、あらゆる意見に耳を傾け協議しました。

また、ソフト面においても図書館と市民及び地域との協働は欠かすことができません。新図書館開館に向けた新たな取組みの一つとして、令和4年8月から雑誌スポンサー制度を開始しました。現在では48誌(令和5年4月現在)の雑誌にスポンサーの協力を頂いています。図書館を応援してくれる企業や団体の数が当初想定していた以上に多く、たいへんうれしく感じています。

かみーるでは毎週水曜日、分館においては毎週金曜日を「図書ボラの日」と定め、ラベルの貼替や書架への返却、イベントの補助等を図書館ボランティアと協働して行っています。登録者数は年々増え、現在では34名のボランティアが図書館で活躍しています。また、この春、高知工科大学の新生16名が新たにサポーター登録をしてくれました。毎月第3日曜日を「KUTサポーターの日」と定め、新着資料の案内動画作成や、おはなし会への参加など、それぞれの得意分野を活かして図書館で活躍しています。

かみーる開館によって蔵書冊数も増え、香北分館、物部分館にも定期的に新しい資料を届けることができるようになりました。分館は収蔵能力が限られていることもあり、かみーるへの来館が困難な香北地区、物部地区の方にもできるだけ多くの資料を目に触れて頂きたいと考え、「ぐるりん本棚」と名付けた資料の配本を行っています。また、分館への配本だけでなく、アウトリーチサービスの提供先の拡大に努めました。特に中山

間地域へのサービスを強化し、現在では約32か所の「おでかけ図書館」が香美市内全域にあり、図書館から地域へ本をつなぐ、本を介して地域で人がつながる取り組みを行っています。

そして、新図書館での新たなサービス目標の一つであった、読書バリアフリーサービスを開始しました。令和5年2月、「香美市立図書館読書バリアフリーサービス実施要綱」を定め、録音図書の貸出しや対面音訳サービス等を開始しました。障害の有無にかかわらず、誰もが安心して図書館を利用できるよう、読書のバリアフリー化を進めていくことは図書館の責務であり、これからも全ての方に読書の機会を提供することができるように、サービスの提供及び拡充に努めて参ります。

(令和5年度以降の課題)

新図書館開館は、ゴールではなくスタートだと毎日のように実感しています。図書館利用者の課題解決支援のためにも、蔵書の整備及び司書の資質力向上が求められています。特に選書業務は図書館業務の中でも重要な業務であり、資料に関する十分な知識が必要とされます。また、様々なレファレンスに対応できるよう、研修への積極的な参加や、自身での学びを深めることが必要不可欠です。新図書館のコンセプトである「知の拠点」にふさわしい図書館を目指し、職員のさらなる資質力向上に努めます。

資料費や人件費の予算確保も大きな課題であります。新図書館が開館し、旧図書館に比べて来館者数が約5倍増となりました。貸出冊数に関しては約1.7倍に増加し、新図書館への期待と効果がこの数値からも感じとれます。その期待に応えるべく、図書館は十分なサービスの提供に努めることを使命としなくてはなりません。その為にも、資料費と人件費は決して乏しいものであってはなりません。今年度、向こう5年間（令和6年度～令和11年度）に渡る「香美市立図書館運営基本計画」を策定する予定です。この計画の中に、運営基本方針やサービス計画、蔵書購入計画等を盛り込むことで、十分な説明及び計画のもと、必要予算を獲得していきます。

職員の異動に伴う業務の引継ぎ等の課題もあります。業務をシンプルに、分かりやすく、そして日々アップデートしていけるよう、次につなげていきたいと考えています。誰もが生き生きと働ける、図書館が日々成長を遂げることができるよう職場環境を整えていくことを大切にしていきたいです。

誰もが気軽に立ち寄れる図書館を目指し、生涯学習の拠点として、市のシンボリックな施設を目指しています。図書館での学びや、本との出会いが人々の人生をより豊かに彩り、人々の夢を叶える場所となるよう、これからも「人」と「本」をつなげる図書館運営を心がけ、これまで以上に質の高い取り組みを進めて参ります。

13. 香美市立図書館設置条例

平成18年3月1日

条例第107号

改正 平成24年3月19日条例第8号 令和3年9月17日条例第23号

令和4年3月16日条例第6号 令和4年10月21日条例第30号

(設置)

第1条 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するとともに、人、文化、世代、地域をつなぎ、市民社会の発展に寄与することを目的として、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
香美市立図書館	香美市土佐山田町楠目736番地

2 前項の図書館に分館を置き、名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
香美市立図書館香北分館	香美市香北町美良布1097番地
香美市立図書館物部分館	香美市物部町大栃1390番地1

(奉仕)

第3条 図書館は、法第3条に定める図書館奉仕（以下「図書館奉仕」という。）を行う。

(管理)

第4条 図書館は、教育委員会が管理する。

(職員)

第5条 図書館に館長及び司書、その他必要な職員を置く。

(職務)

第6条 館長は、図書館全体の事務を掌理し、所属の職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

2 司書は、館長の監督を受けて専門的事務をつかさどる。

3 その他の職員は、上司の指示を受けて図書館の事務に従事する。

(入館料等)

第7条 図書館（別表に掲げる施設を除く。）の利用については、入館料及び図書館資料の利用に対する対価を徴収しない。

(使用の許可)

第8条 別表に掲げる施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。当該許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の施設の管理上必要と認めるときは、同項の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の施設の使用を制限し、又は使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認めるとき。
- (3) 施設又は設備器具等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が不相当と認めるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 第8条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可に伴う権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料)

第11条 使用者は、別表に定める額によって算定した料金を使用料として前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、当該使用料を後納とすることができる。

(使用料の減免)

第12条 市長は、社会教育事業又は公共的事業のために使用する場合その他の特別の事由があると認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 納付された使用料は、還付しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 教育委員会の都合によって使用の許可を取り消したとき。
- (2) 天災その他不可抗力によって使用することができなくなったとき。
- (3) 使用の日の前日までに使用の許可の取消し又は変更を申し出て、教育委員会が正当な理由があると認めたとき。

(許可の取消し等)

第14条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 第9条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 許可条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めたとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生じても、市は、賠償責任を負わない。ただし、同項第4号の規定に基づき同項の処分をした場合であつて、当該処分が教育委員会の都合によるときは、この限りでない。

(設備の制限)

第15条 使用者は、第8条第1項の施設の使用に当たって特別の設備をし、又は当該施設の設備に変更を加えてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により許可を受けた場合の特別の設備等に要する費用については、当該許可を受けた使用者の負担とする。

(原状回復)

第16条 使用者は、その使用が終わったとき、又は使用の許可を取り消されたときは、直ちに施設及び設備器具等を原状に回復しなければならない。前条第1項ただし書の規定により特別の設備等の許可を受けた場合も、同様とする。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会において同項に規定する施設等を原状に回復し、当該原状の回復に要した費用を使用者から徴収するものとする。

(図書館協議会)

第17条 法第14条第1項の規定により、図書館に香美市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、7人以内とする。

3 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 公募による者

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(損害賠償)

第18条 図書館資料の貸出しを受けた者が、図書館資料を亡失し、破損し、又は汚損した場合は、教育委員会の指示に従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月19日条例第8号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月17日条例第23号)

この条例は、令和3年11月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月16日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年10月21日条例第30号)

この条例は、令和4年11月1日から施行する。

別表 (第7条、第8条、第11条関係)

図書館 (分館を除く。)

つながる一む

区分	基本使用料 (1時間当たり)	超過使用料 (超過時間30分ごとに)
つながる一む1・2 (全面)	円 1,650	円 830
つながる一む1	990	500
つながる一む2	660	330

備考

- 1 使用料の算定の対象となる使用時間には、使用のための準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 超過時間の計算において、30分未満は30分とみなす。

14. 香美市立図書館運営規則

平成18年3月1日

教育委員会規則第28号

改正 平成20年10月27日教委規則第3号 平成23年2月23日教委規則第1号
 平成24年3月26日教委規則第7号 平成30年6月29日教委規則第4号
 平成30年8月17日教委規則第5号 令和元年6月19日教委規則第4号
 令和元年8月20日教委規則第6号 令和2年1月24日教委規則第1号
 令和4年1月25日教委規則第2号 令和4年5月26日教委規則第7号
 令和4年10月21日教委規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、香美市立図書館設置条例（平成18年香美市条例第107号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、香美市立図書館（分館を含む。以下「図書館」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 図書館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、香美市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

名称	開館時間	休館日
香美市立図書館	午前10時から午後7時まで (土曜日及び日曜日は、午前10時から午後6時まで)	(1) 月曜日 (2) 館内整理日（毎月第3木曜日） (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。） (4) 12月29日から翌年1月4日まで (5) 蔵書点検期間（毎年度1回7日以内）
香美市立図書館香北分館及び香美市立図書館物部分館	午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までは閉館)	(1) 月曜日 (2) 館内整理日（毎月第3木曜日） (3) 休日 (4) 12月29日から翌年1月4日まで (5) 蔵書点検期間（毎年度1回1日以内）

(図書館協議会)

第3条 図書館協議会（以下「協議会」という。）は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき館長に対して意見を述べる機関とする。

- 2 協議会は、委員の互選により正副委員長各1人を選出し、任期は、3年とする。
- 3 協議会は、委員長が必要に応じ招集し、会議に付議すべき事項を3日前までに各委員に通知する。
- 4 会議は、委員長が議長となり、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。

(館内利用)

第4条 館内において図書館資料を利用しようとする者は、所定の場所で利用しなければならない。

(館外貸出しの利用資格)

第5条 図書館資料の館外貸出し(以下「館外貸出し」という。)を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 香美市内及び周辺市町村に居住している者
- (2) 香美市内に通勤し、又は通学する者
- (3) その他館長が適当と認める者

(館外貸出しの利用手続等)

第6条 館外貸出しを利用しようとする者は、香美市立図書館利用登録申込書(以下「利用登録申込書」という。)に必要事項を記入し、図書館を利用するためのカード(以下「利用カード」という。)の交付を受けなければならない。

- 2 前項の登録をするときは、氏名及び住所を証明するに足るものを提示しなければならない。ただし、中学生以下の者については、これを省略することができる。
- 3 館外貸出しを利用しようとするときは、利用カードを提示しなければならない。
- 4 利用登録申込書の記載事項に変更があったときは、速やかに館長に届け出なければならない。
- 5 利用カードの有効期間は、交付の日から4年間とする。これを更新するときの期間についても同様とする。

(利用カードの譲渡、貸与等の禁止)

第7条 利用カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又はこれを不正に使用してはならない。

(利用カードの再交付等)

第8条 利用カードを紛失したときは、速やかに館長に届け出なければならない。

- 2 前項の届出をした者は、第6条第1項の規定に準じ、利用カードの再交付を受けることができる。

(館外貸出しの点数及び期間)

第9条 館外貸出しにおいて、同時に利用することができる図書館資料の点数及び期間は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 点数 10点以内
- (2) 期間 14日以内

(館外貸出しの停止)

第10条 前条の規定にかかわらず、利用者が、貸出日から3月超えても図書館資料を返却しないときは、新たに館外貸出しを受けることができない。

(館外貸出しをしない図書館資料)

第11条 次に掲げる図書館資料は、館外貸出しにおいて利用することができない。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 貴重図書及び郷土資料（貸出し対象資料を除く。）
- (2) 辞書、年鑑、人名録、統計書等
- (3) 各種新聞、官公報、最新号の雑誌等
- (4) その他館外貸出しをすることが不相当と認められるもの

(入館者の制限)

第12条 次に掲げる者は、図書館に入館することができない。

- (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をし、又はこれらに該当する物品若しくは動物の類を携行する者
- (2) その他図書館の管理運営上支障があると館長が認める者

(秩序維持)

第13条 入館者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 公安又は風俗を害する行為
- (2) 所定の場所以外においての音を立てる行為又は他人の利用を妨げる行為
- (3) 施設、設備、器具又は図書館資料等を損傷すること。
- (4) 所定の場所以外において飲食をすること。
- (5) 館内及び敷地内において喫煙すること。
- (6) その他館長が不相当と認める行為

2 入館者が前項の規定に違反したときは、館長は、その入館者の図書館資料の利用を禁止し、又は退館を命ずることができる。

(使用の願出及び受付)

第14条 条例別表に掲げる施設の使用（以下「施設の使用」という。）について、教育委員会の許可を受けようとする者は、様式第1号による施設等使用願（以下「使用願」という。）に必要事項を記載し、教育委員会に提出しなければならない。

2 使用願は、原則として、使用月の2か月前の月の第1日から受け付けるものとする。

(使用の許可)

第15条 施設の使用を許可したときは、様式第2号による施設等使用許可証（以下「許可証」という。）を交付する。

(連続使用)

第16条 連続して施設の使用をする場合における使用期間は、6日を超えることができない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、期間を延長することができる。

(施設の使用における使用者の遵守事項)

第17条 施設を使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可証に記載した許可条件に違反しないこと。
- (2) 当該許可に伴う権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 承諾を受けないで使用目的を変更しないこと。
- (4) 許可を受けないで飲食物その他の物品を販売し、又は陳列しないこと。
- (5) 許可を受けないで火気を使用しないこと。
- (6) 許可を受けないで所定の場所以外で飲食し、又は飲酒しないこと。
- (7) 許可を受けないで壁、柱、扉等に貼紙、くぎ打等をしないこと。
- (8) 許可を受けないで施設内で広告物等を配布しないこと。
- (9) 使用を終えたときには、速やかに使用した設備器具等を原状に回復すること。
- (10) その他教育委員会の指示する事項

(使用料の減免)

第18条 条例第12条の規定による減免は、別表に定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(資料の寄贈)

第19条 一般公衆の利用に供する目的で資料を寄贈しようとする者は、所定の用紙に必要事項を記入するものとする。ただし、郵送等により送付される資料で寄贈の意図を明らかにしている場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により寄贈を受けた資料（以下「寄贈資料」という。）を図書館に搬入するための労力又は費用は、寄贈者の負担とする。ただし、館長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- 3 寄贈者は、寄贈する資料の取扱いを図書館に一任するものとする。

(資料の寄託)

第20条 一般公衆の利用に供する目的で資料を寄託しようとする者は、所定の用紙に必要事項を記入し、館長の承認を得て現品を搬入するものとする。

- 2 前項の規定により寄託を受けた資料（以下「寄託資料」という。）を図書館に搬入するための労力又は費用は、寄託者の負担とする。ただし、館長が特別の事情があると認めるときは、この限り

でない。

- 3 寄託資料は、特別の契約がある場合を除き、図書館資料と同一の取扱いをする。
- 4 寄託資料は、寄託者の要求又は図書館の都合により、返却することができる。
- 5 天災その他不可抗力により生じた寄託資料の損害については、図書館は、その補償の責を負わない。

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、図書館の運営に関し必要な事項は、館長が教育長の承認を得て別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の土佐山田町立図書館運営規則(昭和45年土佐山田町教育委員会規則第2号)、土佐山田町立図書館資料貸出規則(昭和45年土佐山田町教育委員会規則第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年10月27日教委規則第3号)

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則(平成23年2月23日教委規則第1号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月26日教委規則第7号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月29日教委規則第4号)

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則(平成30年8月17日教委規則第5号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月19日教委規則第4号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和元年8月20日教委規則第6号)

この規則は、令和元年11月1日から施行する。

附 則(令和2年1月24日教委規則第1号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和４年１月２５日教委規則第２号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年５月２６日教委規則第７号）

この規則は、令和４年１１月１日から施行する。

附 則（令和４年１０月２１日教委規則第１１号）

この規則は、令和４年１１月１日から施行する。

別表（第１８条関係）

区分	減免率
図書館が使用するとき	100分の100
図書館が共催する事業に使用するとき	
香美市又は教育委員会が主催する事業に使用するとき	
香美市又は教育委員会が共催する事業に使用する場合であって、教育委員会が必要と認めるとき	
国又は地方公共団体が使用する場合であって、教育委員会が必要と認めるとき	
個人又は団体が読書活動を推進する事業に使用するとき	100分の50（その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。）
香美市に活動拠点を置く個人又は団体が、図書館の設置の目的に合う事業に使用するとき	

様式第1号(第14条関係)

施設等使用願

年 月 日

香美市教育委員会 様

香美市立図書館設置条例及び同運営規則に従い、下記のとおり使用したいのをお願いします。

記

使用者		住所 団体名 氏名(代表者名)		TEL			
使用日時		① 年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで					
		② 年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで					
		③ 年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで					
		④ 年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで					
使用目的 (行事名)		使用人数				人	
使用備品		長机()台、椅子()脚、展示パネル()台、プロジェクター用スクリーン、音響設備、マイク、ホワイトボード、その他()					
使用室名							
使用料	使用月日	(1)料金	減免の有無	(2)減免額 ()割	(3)減免後の (1)-(2)	(4)使用料額 (10円未満切捨て)	
	① /	円	有・無	円	円	円	
	② /	円	有・無	円	円	円	
	③ /	円	有・無	円	円	円	
	④ /	円	有・無	円	円	円	
使用料合計 (①+②+③+④)						円	
減免理由		1 図書館が使用するとき(全額免除)					
		2 図書館が共催する事業に使用するとき(全額免除)					
		3 香美市又は教育委員会が主催する事業に使用するとき(全額免除)					
		4 香美市又は教育委員会が共催する事業に使用する場合であって、教育委員会が必要と認めるとき(全額免除)					
		5 国又は地方公共団体が使用する場合であって、教育委員会が必要と認めるとき(全額免除)					
		6 個人又は団体が読書活動を推進する事業に使用するとき(全額免除)					
		7 香美市に活動拠点を置く個人又は団体が、図書館の設置の目的に合う事業に使用するとき(5割減額)					
決裁	教育長	次長	課長	館長	受付	使用料納入日	年 月 日
						備考	

様式第2号(第15条関係)

施設等使用許可証

年 月 日
香美市教育委員会 印

香美市立図書館設置条例及び同運営規則に従い、下記のとおり使用を許可します。
記

使用者	住所 団体名 氏名(代表者名)		TEL
使用日時	① 年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで		
	② 年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで		
	③ 年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで		
	④ 年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで		
使用目的 (行事名)		使用人数	人
使用備品	長机()台、椅子()脚、展示パネル()台、プロジェクター用スクリーン、音響設備、マイク、ホワイトボード、その他()		
使用室名			
許可条件	1 使用者は、香美市立図書館設置条例及び同運営規則を守ること 2 使用者は、使用許可証を係に提出し、その指示に従うこと。 3 教育委員会において、管理上必要と認めた場合は、使用許可取り消すことがある。		
	使用料納入日	年 月 日	

令和5年度（2023年度）

図書館要覧

令和5年6月発行

編集発行 香美市立図書館

〒782-0051

高知県香美市土佐山田町楠目736番地

(TEL) 0887-53-0301

(FAX) 0887-53-0307